

(別 紙)

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書 (案)

義援金差押禁止法は、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや、義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、平成 23 年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、平成 28 年の熊本地震や平成 30 年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中、速やかに成立されている。

しかしながら、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生たびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められている。

よって、国においては、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、義援金差押禁止法の早期の恒久化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3 月 25 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内閣府特命担当大臣
(防 災)
総 務 大 臣
法 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

宛